官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○米州投資公社への加盟に伴う国債の発行等に関する省令（財務五四）　一
〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下はモンゴルを御訪問になる件（宮内庁七）　二
○特定社会基盤事業者を公示する件（金融庁六二）　四
○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（財務一六九）　五
○財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（同一七〇）　五
○保安林の指定をする件（農林水産九七二～九八七）　五
○駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通四七三）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同四七四、四七五）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（茨城県公安委五一）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委九）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一五）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一七）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（滋賀県公安委七八）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委九九）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委八八）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一二七）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委六二）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委一一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委八二）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（宮崎県公安委四九）　六
〔国会事項〕
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委員会告示配三）　六
〔人事異動〕
内閣　財務省　厚生労働省　運輸安全委員会　六
〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　七
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生関係　七
会社その他　六

省　令

○財務省令第五十四号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）第二条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第六項の規定に基づき、米州投資公社への加盟に伴う国債の発行等に関する省令を次のように定める。

令和七年六月二十三日

財務大臣　加藤　勝信

米州投資公社への加盟に伴う国債の発行等に関する省令

（国債の名称）

第一条　米州投資公社（以下「公社」という。）に出資するため、米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号。以下「法」という。）第二条第二項の規定により発行する国債は、米州投資公社通貨代用国庫債券（以下「通貨代用国庫債券」という。）とする。

（適用除外）

第二条　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）の規定は、通貨代用国庫債券（第八条第二項の規定により日本銀行に交付されるものを除く。次条において同じ。）については適用しない。

（取扱店）

第三条　通貨代用国庫債券に関する事務の取扱店は、日本銀行本店とする。

（出資の場合の額面金額）

第四条　法第二条第一項の規定によりアメリカ合衆国通貨に代えて国債で出資する場合において、公社に交付する通貨代用国庫債券の額面金額は、出資する都度必要な金額又はその金額を分割した金額とする。

（分割及び併合）

第五条　政府は、公社の請求があったときは、当該請求に従い通貨代用国庫債券の額面金額の分割又は併合を行うことができる。

2　前項の規定により通貨代用国庫債券の分割又は併合を行う場合は、当該分割又は併合に係る金額をその額面金額とする。

（償還の手続）

第六条　政府は、公社から通貨代用国庫債券の全部又は一部につき償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の全部又は一部につき償還を行うときは、その償還を行う金額を当該金額を払い込む先として公社が指定した機関における公社の勘定（以下「公社の勘定」という。）に払い込むものとする。

（一部の償還の請求を受けた場合の措置）

第七条　前条の場合において、当該請求が通貨代用国庫債券の額面金額の一部に係るものであるときは、政府は、当該通貨代用国庫債券と引換えに、当該額面金額から当該請求に係る金額を控除した金額を額面金額とする通貨代用国庫債券を公社に交付するものとする。

（日本銀行が買い取った場合の措置）

第八条　日本銀行は、法第二条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第四項の規定により政府から償還を行うことのできない金額につき通貨代用国庫債券を買い取ることを命ぜられたときは、当該金額を公社の勘定に払い込まなければならない。

２　政府は、前項の場合には、日本銀行が買い取った金額を額面金額とし、法第二条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第十条第五項の規定により財務大臣が定める償還期限及び利率を記載した通貨代用国庫債券を日本銀行に交付するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○宮内庁告示第七号

天皇皇后両陛下は、七月六日東京御発、モンゴルを御訪問になり、同月十三日御帰国になる。

令和七年六月二十三日

宮内庁長官　西村　泰彦

○金融庁告示第六十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月二十三日

金融庁長官　井藤　英樹

一　(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社ＳＢＩ新生銀行　東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

株式会社西日本シティ銀行　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目一番一号

(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

銀行法第二条第二項に規定する銀行業

(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年六月二十日

二　(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社パスモ　東京都新宿区西新宿三丁目二番十一号

ａｕペイメント株式会社　東京都港区港南二丁目十六番一号

楽天Ｅｄｙ株式会社　東京都港区港南二丁目十六番五号

(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年六月二十日

○財務省告示第百六十九号

国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方に変更があったので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

財務大臣　加藤　勝信

「、株式会社みずほ銀行」を削除する。

○財務省告示第百七十号

財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方に変更があったので、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令（平成二十三年財務省令第四十九号）第三条第四項の規定に基づき、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成二十三年十一月財務省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

財務大臣　加藤　勝信

「、株式会社みずほ銀行」を削除する。

○農林水産省告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　青森県上北郡東北町字細津橋ノ上四〇の七

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市穂高有明三七四九、七七三二の三〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町南有路小字古地九四二、九四三、小字桂八三四三から八三四五まで、八三四七から八三四九まで、八三四九の一、八三四九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字古地九四二（次の図に示す部分に限る。）、九四三、小字桂八三四三・八三四九の一・八三四九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字北谷二九六から三〇〇まで、三〇九の二から三〇九の五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町皆地字土呂一〇七七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県美馬郡つるぎ町半田字青野二四の一、二四の二、二六、一一五、一一八、一二六、一四八、一六五、一九一の二、二〇二、三一八、三三三、三三五の一、三三五の二、字高清一七一の三、一七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字青野二四の二・二六・一一五・一一八・一二六・一四八・一六五・一九一の二・二〇二・三三三・三三五の一・三三五の二・字高清一七二（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字岩伏三三五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字泉ノ上二八二四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市弥生大字尺間字片平山七一六、七一八から七二〇まで、七二二、字尺間七二四の一、七二五の一、字井戸ノ平八一九の一、字森下八二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字片平山七一六・字尺間七二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市宇目大字木浦内字上落水一一五二の一、一一五三（次の図に示す部分に限る。）、字柿ノ木谷一二七四の二、一一七四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上落水一一五二の一・字柿ノ木谷一二七四の二・一二七四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市大字狩生字孫市一七二四の一、一七二五、二二四三から二二四五まで、字山ノ神一七二七から一七三一まで、一七三三、一七三七、一七三八、二一七七から二一七九まで、二二四二、字広久保一七三二、二二三九から二二四一まで、字下リケ平一七三四から一七三六まで、字近山二一六二、二一六四、二一六七から二一六九まで、字立場二一八〇から二一八三まで、二一八五、字シャレ二一八七、二一八八、字カブシ山二一八九から二一九四まで、字狸岩二一九五、二一九六、字シン無尾二一九九から二二〇三まで、二二〇五から二二〇七まで、字ヘンクリ二二〇八から二二一六まで、二二二六、二二二七、二二二九、二二三一から二二三三まで、字屋敷原二二一七の一、二二一七の二、二二一八から二二二五まで、字クダシ平二二三五、二二三七、二二三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下リケ平一七三六・字山ノ神二一七九・字立場二一八〇・字シャレ二一八八・字カブシ山二一九二・二一九四・字狸岩二一九五・字シン無尾二一九九から二二〇一まで・字ヘンクリ二二一一・二二一三・二二一四・字屋敷原二二二一（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字山部字古ヨコイ一七三（次の図に示す部分に限る。）、字ウマコロビ一七四、一八二（次の図に示す部分に限る。）、字スケノ木一七六・一七七・一八一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七八から一八〇まで、字カバノ塔一八七、一八八、字松ケ平一九四の一、一九四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡田子町大字遠瀬字舘一四の二、二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　青森県黒石市大字袋字白沢六七の二三三、六七の三二六、字兵岩沢九の六・九の七・九の二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡三戸町大字貝守字蜂ケ崎四四の一・一一七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百七十三号

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省令第十二号）第十二条の規定により公益社団法人立体駐車場工業会会長から登録認証機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第二十一条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

変更に係る登録事項

・認証事務を行う役員の氏名　専務理事　菊地　英一

○国土交通省告示第四百七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1729	時刻歴応答解析を用いて検証する「南幸市街地住宅の共同建替事業」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社大林組	東京都港区港南二丁目15番２号	令和７年６月６日

○国土交通省告示第四百七十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1730	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業施設建築物北街区」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	石神井公園駅南口西地区市街地再開発組合	東京都練馬区石神井町三丁目27番23号	令和７年６月６日

○茨城県公安委員会告示第五十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

茨城県公安委員会委員長　藤川　雅海

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○岐阜県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一、令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一及び令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○愛知県公安委員会告示第十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一、令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一及び令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○三重県公安委員会告示第十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一、令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一及び令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○滋賀県公安委員会告示第七十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

滋賀県公安委員会委員長　髙橋　啓子

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○京都府公安委員会告示第九十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一、令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一及び令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○大阪府公安委員会告示第八十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一及び令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○兵庫県公安委員会告示第百二十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一、令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一及び令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○鳥取県公安委員会告示第六十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

鳥取県公安委員会委員長　勝部　芳子

特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○島根県公安委員会告示第十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

島根県公安委員会委員長　藤田　和雄

特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○岡山県公安委員会告示第八十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一及び令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○宮崎県公安委員会告示第四十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

宮崎県公安委員会委員長　島津　久友

特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

国会事項

国会議員の資産等補充報告書等の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等補充報告書等を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日

資産等補充報告書
所得等報告書
関連会社等報告書　令和七年六月三十日（月）

閲覧場所

衆議院　衆議院第一議員会館地下一階　資産等報告書等閲覧室
（千代田区永田町二丁目二番一号）

参議院　参議院議員会館地下二階　資産等報告書等閲覧室
（千代田区永田町二丁目一番一号）

閲覧時間等

午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで

なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

衆議院

議案提出

六月十九日議員から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ外七名提出）

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山泰子外七名提出）

国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（篠原孝外九名提出）

議案撤回

六月十九日次の議案は委員会において撤回を許可した。

揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十六回国会衆法第三号）

会議

六月二十日（金曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

六月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十号

令和七年六月二十日（金曜日）

午前十一時三十分開議

第一　独立行政法人男女共同参画機構法案（内閣提出、衆議院送付）

第二　独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領（予備審査）

六月十九日衆議院から次の議案が送付された。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出）（衆第六二号）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案（谷田川元外四名提出）（衆第六三号）

民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ外七名提出）（衆第六四号）

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山泰子外七名提出）（衆第六五号）

国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（篠原孝外九名提出）（衆第六六号）

議案送付（予備審査）

六月十九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）

議案撤回通知書受領

六月十九日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（第二百十六回国会、田中健外一名提出）

質問主意書提出

六月十九日議員から次の質問主意書が提出された。

若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第二〇三号）
自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇四号）
報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇五号）
ＪＵＴＭに関する再質問主意書（浜田聡提出）（第二〇六号）
国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇七号）
大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇八号）
形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇九号）
エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一〇号）
介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一一号）
営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第二一二号）
子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一三号）
政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一四号）
ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一五号）
特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一六号）
医療・福祉の非営利性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一七号）
政府の米政策に関する質問主意書（山本太郎提出）（第二一八号）
関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二一九号）
公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二二〇号）
ＤＶからの避難等に関する質問主意書（石川大我提出）（第二二一号）
男性のＤＶ被害と自殺に関する質問主意書（石川大我提出）（第二二二号）
新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二三号）
緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二四号）
防災庁の設置に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二五号）
離婚後の養育費・教育費に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二六号）
空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二七号）
学校事故対応に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二八号）
ＩＣＪの強制管轄受諾宣言に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二九号）
公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三〇号）
有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三一号）
質問主意書の回答期限に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三二号）
オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三三号）
精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三四号）
同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第二三五号）
難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第二三六号）
「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問主意書（神谷宗幣提出）（第二三七号）
薬価改定の課題に関する質問主意書（小西洋之提出）（第二三八号）

報告書提出

六月十九日委員長から次の報告書を提出した。

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第五二号）審査報告書
独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五三号）審査報告書

参議院法制局

辞令

（法制次長）参議院法制局参事　村上　たか
第二部長事務取扱を命ずる（六月二十三日）

（第二部長）参議院法制局参事　海野耕太郎
願により参議院法制局参事を免ずる（六月二十二日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣石破茂はカナダ国く出張のところ六月十八日帰朝した。
国務大臣　武藤　容治
内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（六月十八日）

財務省

桑田　周一　副島　茂
独立行政法人造幣局監事に任命する（各通）（六月十九日）

厚生労働省

本田　文子
中央社会保険医療協議会公益委員に任命する（六月二十一日）
浦野真美子
社会保険審査会委員に任命する（六月二十三日）

運輸安全委員会

（事務局総務課長）国土交通事務官　渋武　容
辞職を承認する（六月十九日）
（気象庁総務部経理管理官）国土交通事務官　中井　智洋
事務局総務課長に転任させる（六月二十日）

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
令和7年6月23日
北陸地方整備局長　高松　諭
道路の種類　路線名　区間
一般国道　8号　上越市柿崎区柿崎字錦屋町7397番7から同市柿崎区柿崎字西脇1655番1の上下線

近畿地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、近畿地方整備局及び同局淀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和7年6月23日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘
1　河川の名称　淀川水系桂川
2　廃川敷地等が生じた年月日　令和7年6月23日
3　廃川敷地等の位置　京都府南丹市日吉町中丸場13番地先から同府同市同町中ゴミ3番1まで
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　719.76平方メートル

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人中村昭博の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年６月23日　　神戸地方法務局

適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等

・商号又は名称　株式会社スターマウンテン
・住所又は所在地　東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー10階
・商号又は名称　株式会社Ｅ－ＲＡキャピタル
・住所又は所在地　埼玉県秩父郡皆野町皆野305－３

２．業務廃止命令年月日

令和７年６月５日

令和７年６月23日

関東財務局長　目黒　克幸

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　五十八頁（号外第一三二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　五十八頁（号外第一三二号）

令和七年六月二十三日

群馬県前橋市上小出町三丁目一五番地一
（甲）株式会社ライベックス
代表取締役　大隅　惠

埼玉県加須市日出安一三二〇番地
（乙）株式会社ライベックス
代表取締役　大隅　寛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月八日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月八日
掲載頁　四頁

令和七年六月二十三日

千葉県千葉市美浜区新港四四番地三
（甲）株式会社トポスエンタープライズ
代表取締役　長井　修身

東京都台東区東上野四丁目二六番一二号
（甲）株式会社ＴＹＧ商事
代表取締役　長井　修身

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都江戸川区中葛西二丁目四番四七号
（甲）エヌ・エム・マネージメント合同会社
代表社員　松本　明美

東京都江戸川区中葛西二丁目四番四七号
（乙）合同会社ＵＳＰ
代表社員　松本　洋輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　八十八頁（号外第一〇八号）

令和七年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階
（甲）株式会社アドバンテッジパートナーズ
代表取締役　笹沼　泰助

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階
（乙）アドバンテッジアドバイザーズ株式会社
代表取締役　笹沼　泰助

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月十二日
掲載頁　八十二頁（号外第二十八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十三日

東京都千代田区外神田三丁目一二番八号
（甲）株式会社サードウェーブ
代表取締役　尾崎　健介

東京都千代田区外神田三丁目一二番八号
（乙）ＧＲＥ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ合同会社
代表社員　株式会社サードウェーブ
職務執行者　尾崎　健介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年七月三十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤモンドビル二Ｆ
（甲）マジカルアセットマネジメント合同会社
代表社員　佐藤　政洋

東京都港区南青山二丁目二番一五号
（乙）アセットアルケミスト合同会社
代表社員　佐藤　政洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲及び乙の最終貸借対照表は令和七年六月十日付官報（号外第一二七号）五十八頁に公告しております。

令和七年六月二十三日

東京都新宿区高田馬場三丁目三一番一五号
（甲）株式会社リンクスサポート
代表取締役　山口　智久

東京都新宿区高田馬場三丁目三一番一五号
（乙）株式会社旭システムテクノロジ
代表取締役　山口　智久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和７年６月二十三日

岐阜県羽島郡笠松町田代九七八番地の一

（甲）株式会社Ｑｕａｒｔｚ

代表取締役　西村　公一

岐阜県岐阜市菅生二丁目六番一号

（乙）有限会社ニシムラ

取締役　西村　公一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年５月十五日

掲載頁　九十一頁（号外第一〇七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年５月十五日

掲載頁　九十一頁（号外第一〇七号）

令和７年６月二十三日

山口県山口市大字朝田字流通センター六〇一番地一一

（甲）株式会社ＭＳＹフーズ

代表取締役　松本　豊

山口県山口市大字朝田字流通センター六〇一番地一一

（乙）山口フードサービス株式会社

代表取締役　松本　豊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は吸収分割契約書記載の権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

なお、甲は本分割の効力発生日に本店所在地を変更する予定です。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年６月十七日

掲載頁　二頁

令和７年６月二十三日

東京都港区海岸一丁目一六番一号

（甲）日本ハネウェル株式会社

代表取締役　渡邉　弘之

東京都港区海岸一丁目一六番一号

（乙）日本ハネウェル合同会社

代表社員　ハネウェル・ノースアトランティック・ホールディングス・リミテッド

職務執行者　渡邉　弘之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光発電事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和７年７月三十一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和７年７月三十日に予定しており、乙の総社員の同意は、令和７年６月十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和７年５月二十三日

掲載頁　三十五頁（号外第一一四号）

令和７年６月二十三日

東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスＡ棟二〇四

（甲）ＬＯＨＡＳ　ＥＣＥ　ＳＰＡＩＮ

ＧＩＦＵ株式会社

代表取締役　ピーラデッシュ・パッタナチャン

東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスＡ棟二〇四

（乙）ＧＩＦＵ　ＳＯＬＡＲ　ＰＡＲＫ

２合同会社

代表社員　ＬＯＨＡＳ　ＥＣＥ　ＳＰ

ＡＩＮ　ＧＩＦＵ株式会社

職務執行者　美谷　蕗希

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光発電事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和７年７月三十一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和７年７月三十日に予定しており、乙の総社員の同意は、令和７年６月十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年５月二十三日

掲載頁　三十五頁（号外第一一四号）

令和７年６月二十三日

東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスＡ棟二〇四

（甲）ＬＯＨＡＳ　ＥＣＥ　ＳＰＡＩＮ

ＧＩＦＵ株式会社

代表取締役　ピーラデッシュ・パッタナチャン

東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスＡ棟二〇四

（乙）ＧＩＦＵ　ＳＯＬＡＲ　ＰＡＲＫ

３合同会社

代表社員　ＬＯＨＡＳ　ＥＣＥ　ＳＰ

ＡＩＮ　ＧＩＦＵ株式会社

職務執行者　美谷　蕗希

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和７年５月二十九日

掲載頁　九十頁（号外第一一八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年５月二十九日

掲載頁　八十九頁（号外第一一八号）

令和７年６月二十三日

福岡県糟屋郡須恵町大字植木一五一番地

（甲）山田企画株式会社

代表取締役　山田　雄二

北九州市小倉北区西港町一五番七七号

（乙）株式会社ヤマックス

代表取締役　山田　雄二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する京都妙法ホテルオペレーションズ株式会社（住所東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル三三階）に対して当社のホテル運営事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.wealth-mngt.com

令和７年６月二十三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ワールド・ブランズ・コレクションホテルズ＆リゾーツ株式会社

代表取締役　河本　浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｊａｃｋ　Ｏｆ　Ａｌｌ　Ｔｒａｄｅｓとします。

効力発生日は令和７年８月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和７年７月三十一日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月二十三日

札幌市白石区中央一条三丁目二番三〇号

合同会社Ｊａｃｋ　Ｏｆ　Ａｌｌ　Ｔｒａｄｅｓ

代表社員　奈良　昌記

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社SAFEJAPANとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月二十三日

群馬県館林市本町一丁目一番一号

アルテルース一四〇一

合同会社Ｓａｆｅ　Ｊａｐａｎ

代表社員　西川　賢太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十四日であり、組織変更後の商号は森北珍社Home Wealthとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都江東区亀戸五丁目三八―九パークホームズ亀戸ガーデンズコート五一二

合同会社マネット

代表社員　古賀　亮一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都渋谷区恵比寿四―五―二五―二〇一

合同会社Ｂｒｉｏ

代表社員　丹後　知久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都三鷹市下連雀三丁目三五番一ネオ・シティ三鷹六Ｆ　合同会社ｍａｎｍａｒｕ

代表社員　丸山　裕晃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都品川区東品川一―三五―一〇

合同会社むすびて

代表社員　鈴木　教平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

矢部紹介合同会社

代表社員　矢部　敏希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都町田市南つくし野二丁目六番地四五

合同会社ＷＳ＆Ｋ

代表社員　安井　清美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都板橋区大山町四七番一号

合同会社シャンタラム

代表社員　安井　基洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都目黒区自由が丘二丁目七番一二号

合同会社ＫＡＷＡＩ

代表社員　マックスアセット株式会社

職務執行者　川合　宏一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

合同会社ランドリー

代表社員　坪池　勝史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

静岡市駿河区南町八番一三号グランドゥール葵七〇一

合同会社ｏｚａｗａ

代表社員　小澤　亮太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

名古屋市港区港北町三丁目五二番地

合同会社ベリル

代表社員　浅井　駿介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十四日であり、組織変更後の商号はセレスティア・インベストメント株式会社とします。

なお、当社は本店移転を予定しており、効力発生日時点での当社の本店所在地は大阪府枚方市楠葉面取町二丁目六―一六となる予定です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

京都市西京区御陵峰ケ堂町二丁目三番地一七

ＤＸ．Ｔｒａｎｓａｃｔｉｏｎ合同会社

代表社員　脇坂　朋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

大阪市中央区南船場四丁目一〇番五号南船場ＳＯＨＯビル七〇二

合同会社ＧＡＭＩＸ

代表社員　坂上　研二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

神戸市灘区岸地通四丁目四―一七―二〇四

オーシャンコート合同会社

代表社員　冨田　義嗣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

高知市塩屋崎町二丁目三番一六号

合同会社サンケン

代表社員　野村　健二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社シチリアーナとします。

効力発生日は令和七年八月十一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年六月十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

福岡県大牟田市大字手鎌四六六番地六

合同会社シチリアーナ

代表社員　小出　俊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

福岡市南区大橋一丁目八番二一号大橋西口ビル三〇一―Ａ

合同会社ＳＯＮ

代表社員　加藤　剛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十四日であり、組織変更後の商号は株式会社ヤシの実とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

沖縄県名護市字為又二六九番地二シャトーユミザ五〇六号室

合同会社ヤシの実

代表社員　チャンイーティン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九百八十二万千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　六頁

令和七年六月二十三日

東京都渋谷区代々木一丁目一一番二号

株式会社ジラフ

代表取締役　麻生　輝明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十三日

大阪府泉南市信達牧野七七六番地

有限会社北村利七商店

代表取締役　北村　敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百六十万円減少し、七千七百六十万円とすることに決定いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十三日

奈良県五條市下之町四一番地

新城興産有限会社

代表取締役　新城　智子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十四日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.heigen.jp/gaiyou.html

令和七年六月二十三日

鳥取県西伯郡伯耆町丸山一五三二番地

山陰興発株式会社

代表取締役会長　坂口　吉平

資本金の額の減少公告

当会社は、令和七年六月十一日開催の臨時株主総会において、資本金の額を一億九千百十一万五千円から八千三百万円に減少し、減少額一億八百十一万五千円の全額を資本準備金に振り替えるとともに、本減資の効力発生日を令和七年八月一日とすることを決議いたしました。

本件に関し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内に当会社に対して異議を申し述べてください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.myhoneyjapan.com/audit.html

令和七年六月二十三日

鳥取県倉吉市中江二九八番地二二

株式会社ＭＹ　ＨＯＮＥＹ

代表取締役　麻田　雄一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　八十頁（号外第一二九号）

令和七年六月二十三日

岡山県岡山市東区神崎町二二三二番地

株式会社ティーラック

代表取締役　入澤　安澄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十三日

愛媛県松山市平田町三七二番地三

松栄運送有限会社

代表取締役　作道　和彦

令和七年六月二十三日

長野市大字南長野南石堂町一九七二番地

ＩＣＳ－ｎｅｔ株式会社

代表取締役　小池　祥悟

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千七百万円、資本準備金の額を一億七千七百万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.marche.co.jp/koukoku/

令和七年六月二十三日

大阪府大阪市阿倍野区阪南町二丁目二〇番一四号

マルシェ株式会社

代表取締役　加藤　洋嗣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六百三万八千円、資本準備金の額を一億五千三百七十一万八千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://flucle.co.jp/company/financial

令和七年六月二十三日

大阪市中央区谷町二丁目一番一九号サンクチュアリーコート三Ａ号室

株式会社ＨＲｂａｓｅ

代表取締役　三田　弘道

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　二頁

令和七年六月二十三日

山口県下関市あるかぽーと四番一号

株式会社下関ホテルマネジメント

代表取締役　的場　健生

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする三陸コマツ株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十一日

掲載頁　一六四頁（号外第一一一号）

令和七年六月二十三日

宮城県気仙沼市松川三五一番地一

株式会社コマツ

代表取締役　小松　敏

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月三十日を効力発生日とする株式会社山東との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　八十四頁（号外第一二九号）

令和七年六月二十三日

横浜市中区山下町一五〇番地三

山東東宏食品株式会社

代表取締役　李家　中豪

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百五十万円、資本準備金の額を九千七百五十万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ics-net.com/

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億千四百九十八万七千円、資本準備金の額を七億千四百九十八万七千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十月三十一日

掲載頁　六十二頁（号外第二五六号）

令和七年六月二十三日

福岡県福岡市中央区大名二丁目六番一一号

株式会社ガイアバイオメディシン

代表取締役　倉森　和幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十三日

東京都千代田区東神田二丁目六番二号タカラビル五階

ベーシックインフォメーションセンター

株式会社　代表取締役　伊藤　敏郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十三日

東京都港区海岸一丁目一五番一号

小野田化学工業株式会社

代表取締役　大園　浩一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十三日

東京都千代田区平河町一丁目三番八号

東京アルミニウム工業株式会社

代表取締役　西本　貴子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十三日

石川県金沢市古府二丁目一三六番地

株式会社テレビ金沢

代表取締役社長　原田　康久

任意清算公告

当社は、令和七年六月二十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

埼玉県入間郡三芳町竹間沢三二四番地六

合名会社春蔵絵具

代表社員　長崎　則男

任意清算公告

当社は、令和七年五月三十一日をもって解散し、定款の定めに従って清算することにしましたので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十三日

神奈川県横浜市南区永田南二丁目一一番二六号

デルマ医療合資会社

代表社員　篠崎　好子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年十月四日付官報の号外第二三三号八十二頁に掲載されています。

令和七年六月二十三日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ４特定目的会社

取締役　名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二億六千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十三日

掲載頁　八十四頁（号外第九十一号）

令和七年六月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

特定目的会社Ａｌｌ　Ｓｕｎ

取締役　田中　雅勝

訂正公告

令和七年六月十三日（号外第一三一号）掲載の第十八期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二十三日

富山県高岡市福岡町福岡新二二〇番地

ジャパンパイル富士コン株式会社

代表取締役　酒井　志行

訂正公告

令和七年六月十六日（号外第一三二号）掲載のイソライト建材株式会社に係る第五十六期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二十三日

扱　店

正誤

ページ	段	行	誤	正
一六	四	十二	改正後欄 表中許容 限度欄	改正前欄 表中許容 限度欄
〃	〃	〃	〃	〃
一〇	一	一二	（原稿誤り）	令和七年五月二十六日（号外第百十五号）公布環境省令第十七号（排水基準を定める省令の一部を改正する省令）